

I 各 支 援 策

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の

改善・開発面の支援

販売・取引面の支援

1. 創業・開業のための支援を受けたい

開業のための
資金を借りたい

開業資金（創業枠） 【責任共有制度対象外】 （一般保証は責任共有制度対象）

開業前～
開業後5年未満

趣旨・目的

県内で新たに事業を始めるため、または県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な設備資金および運転資金

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ① 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者
- ② 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者
- ③ 会社が事業を継続しながら新たに設立された会社であって、事業を開始しようとする会社または設立後5年未満の会社

支援内容

融資条件

融 資 限 度 額 （※1）	運転・設備合計で2,500万円 （融資希望額が2,000万円を超える場合、自己資金相当額により制限があります）
融 資 利 率 （※2）	年1.00%
融 資 期 間 （※3）	7年以内（据置1年以内）
信用保証料率	年1.00%（必ず保証付き） （一般保証利用の場合、年0.37%～1.82%）
担 保・保 証 人	無担保・原則無保証人（法人の場合の代表者を除く） （一般保証利用の場合、保証協会の定めるところによる）
借 入 申 込 先	各商工会議所、商工会、（公財）滋賀県産業支援プラザ

- （※1） 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないことが必要です。
融資限度額は、旧制度（開業資金（創業枠A・B・C）、（成長枠））、創業サポート枠および女性創業枠の残高を含みます。
- （※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。
- （※3） 融資期間は1年以上としてください。

問い合わせ先

商工会議所・商工会（130、131ページ No.52、54）
（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室
TEL：077-511-1413（131ページ No.55）